第 8 回

八日市市·永源寺町·五個荘町·愛東町·湖東町 合 併 協 議 会

会 議 録

八日市市·永源寺町·五個荘町·愛東町·湖東町合併協議会

会 議 録

会議の名称		八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会									
開催日時		平成16年2月26日(木)									
		開会:午	後2時0	0分	<u> </u>			閉会	閉会:午後3時21分		
開催場所		愛東町 総合福祉センター じゅぴあ									
議長氏名		中村功一									
出	席者氏名	別紙「出	席者名簿	∮」 σ.	ことおじ)					
久	で席者氏名	織田直文									
	1 協議									会議結果	
会	協議第4	9号 学校	交教育事	業に	ついて					原案可決	
	協議第5	0号 社会	会教育事	業に	ついて					原案可決	
	協議第5	1号 新市	市建設計	画に	ついて					継続協議	
議											
事											
項											
-	会議の経過	別添の	とおり								
会											
議	別添資料あ	נו									
資											
料											
			会 請	義金	录 の	確	定				
	確定	年 月	日				署	名 押	印		
				1	署名委員	員					
					•	志	井		弘	ED	
	平成16年	3月22日	∃		4	رت,	TT		JA	니	
						小	西	龍	_	ЕП	
					•	η,	Н	HE		니	

出席者名簿

		協議	会					幹事	会 · 事 務 局
役職	氏	名	種 別	出欠等	役職		氏	名	職名出欠等
会長	中 村	功一	八日市市長	Ę		奥		善夫	八日市市助役
副会長	宮部	庄 七	湖東町長	Ę.		森	野	才 治	八日市市企画部長
副会長	久 田	元一郎	永源寺町長	į		池	田	世	永源寺町助役
副会長	前田	清 子	五個荘町長	Į.		白	木	駒 治	永源寺町町収入役 ×
副会長	植 田	茂太郎	愛 東 町 長	Š		Ш	戸	善男	永 源 寺 町 総 務 課 長 ×
	志井	弘	議会推薦			持	田	長三郎	五個荘町助役
	髙 村	与 吉	議会推薦		幹事	北	Ш	純 一	五 個 荘 町 総 務 主 監
	吉 澤	克 美	議会推薦			藤	関	安 久	愛 東 町 助 役
	高 橋	辰次郎	議会推薦			鯰	江	茂信	愛東町収入役
	寺 村	茂 和	議会推薦			吉	畄	沯	愛東町合併推進室長
	杉山	忠蔵	議会推薦			野	村	新太郎	湖東町助役
	鈴 村	重 史	議会推薦			上	野	清 司	湖 東 町 収 入役
	山本	清	議会推薦			高	野	治 幸	湖東町企画財政課長
	西 澤	英 治	議会推薦			中	嶋	喜代志	事務局長
	植田	勲	議会代表	Ž	車	青	木	幸一	事務局次長
	織田	直文	学識経験者	í ×	事務局	小	梶	隆司	総務班主幹
	西田	3 <u>4</u>	学識経験者	Í		北	村	定男	調整班主幹
-	椙 森	幸子	学識経験者	Í		村	田	吉 則	情報化推進班主幹
-	武久	健 三	学識経験者	Í	教育長	磯	部	實	五個荘町教育長
-	田中	敏 彦	学識経験者	Í	艮	中	村	文 幸	八日市市教育長
委	山田	儀左衛門	学識経験者	Í	専門	辻		和弘	教育部会部会長
員	飯尾	文右衛門	学識経験者	Í	部会	池	田	佳一郎	教育部会副部会長
-	市田	重太郎	学識経験者	Í					
	小 西	龍二	学識経験者	Í		Ŀ	出席		
	疋 出	みゑ子	学識経験者	Í	×	5	7席		
	足立	進	学識経験者	Í					
-	辻	裕 子	学識経験者	Í					
-	平 居	貞 夫	学識経験者	Í					
	三輪	高 裕	学識経験者	Í					
-	上川	裕子	学識経験者	Í					
-	川瀬	重雄	学識経験者	Í					
	川副	清 厚	学識経験者	Í					
	清水	雅晴	学識経験者	Í					
	植田	善夫	学識経験者	Í					
	清水	重一	学識経験者	Í					
	野村	<u></u> 宗 一	学識経験者	Í					
	廣 田	綾 子	学識経験者	Í					

第8回 八日市市·永源寺町·五個荘町·愛東町·湖東町合併協議会 会議録目次

項目	会 議 事 件 名	頁 数
	開会 会長あいさつ 委員の交代について 会議録署名委員の指名	1 1~2 2~3 3
	学校教育事業について 社会教育事業について 新市建設計画について	3~5 5~10 10~20
【その他】	今後の日程について	20 ~ 21
	副会長あいさつ 閉会	21 21

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
司会	開会の前に、諸般の連絡事項等を申し上げたいと思います。
(小梶隆司)	本日の日程につきまして確認させていただきます。お手元の『次第』
	の3番目、委員の交代がございましたので、後ほどご報告させていた
	だきます。次第の5番目、協議事項でございますが、前回提案させて
	いただきました学校教育事業および社会教育事業についてご協議をい
	ただきます。また、新市建設計画、私どもの方では新市まちづくり計
	画と言っておりますけれども、この最終案について提案・ご協議をお
	願いする予定でございます。
	6番目のその他の(1)でございますが、新市発足までの間の協議会の
	開催日程につきまして、ご報告させていただく予定でございます。
	続きまして、第2点目の確認でございますが、本日の傍聴者の定員
	につきましては、前回の協議会で確認いただきました40名というこ
	とになっております。
	第3点目、本日ご欠席の連絡をいただいておりますのは、織田委員
	でございます。会議につきましては、規約第10条の規定に基づきま
	して成立いたしますことを、ご報告いたします。
	第4点目でございますが、本日の協議事項が教育関係事業というこ
	とで、前方右側に、1市4町の教育長を代表いたしまして、五個荘町
	の磯部教育長および八日市市の中村教育長にご出席いただいておりま
	すので、よろしくお願い申し上げます。
	その他、傍聴者の皆さまにつきましては、受付でお渡しいたしてお
	ります『傍聴についてのお願い』を遵守いただきますよう、お願い申
	し上げます。また、携帯電話の取扱いにつきましても、よろしくお願
	いいたします。
	それでは、ただいまから第8回八日市市・永源寺町・五個荘町・愛
	東町・湖東町合併協議会を開催させていただきます。開会にあたりま
	│ │ して、協議会会長 中村功一八日市市長がご挨拶を申し上げます。 │ │
. –	
会長	皆さん、こんにちは。事務方が用意してくれました挨拶文に「梅の
(中村功一	花が咲いた」と書かれておりますとおり、皆様の目の前に梅の花が咲
八日市市長)	いております。まさにすっかり春めいてまいりました。
	本日は、公私ともに大変ご多用の中を、第8回合併協議会にご出席
	いただきまして、誠にありがとうございます。
	合併に向けまして皆さんに協議をお願いしてまいりまして、協定項
	目が43ありますが、そのうち既に40項目を協議または決定をいた
	だいております。本日協議いただきます教育関係事業の2件、そして、 *ロ世家させていただいて物業いただきます新書またづくり計画であ
	本日提案させていただいて協議いただきます新市まちづくり計画であ
	りますが、いよいよ残りがこの3項目になってまいりました。

特に新市まちづくり計画につきましては、住民アンケートから始まりまして、策定委員会でのさまざまなご協議、また、シンポジウムの開催、住民の皆さんからの意見募集、そしてこの協議会での協議と、大変長い時間をかけていただきまして、それぞれ手順を踏みながら取り組みをしてきたわけでございます。住民の皆さんの意向も十分に踏まえた中で、そして、そのことを積み上げながら、新市の将来像、まちづくりの方針や施策をつくり上げてきたものと考えております。

この計画の内容につきましては、何度となく滋賀県との事前協議を行い過日ほぼ終えました。その間に事前協議として県からさまざまな指導もいただいて、最終案をまとめたわけでありますけれども、それをこの場でお示しさせていただいて、ご了承いただけたならば、これをまた県と正式協議に入らせていただくと、そういう手順で進めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

こうした合併協議の進捗に合わせまして、私ども1市4町は、ますます心を一つとして、いろいろな状況もございますけれども、決して惑わされることなく、身も心も一つということをわきまえて進みたいと思っております。

また、行政といたしましても、新市の発足に万全を期するために、 今後さまざまな準備を進めなくてはなりません。1市4町を挙げて、 また、首長から職員まで一丸となって準備に取り組もうとしておりま す。

そこで、このたび1月から「1市4町合併準備本部」を立ち上げた ところでございます。こうした合併準備に向けました取り組みにも、 引き続きご理解とご支援を賜りたいと思います。

本日は、今までの協議会に比べますと、次の協議会への提案事項をお示しするわけでもございませんので、議題も少ないと思いますが、 提案の時にいろいろとご意見をいただきました事項もございますので、また内容のある協議をいただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げまして、開会のごあいさつといたします。よろしくお願いいたします。

司会

それでは、議事に入ります前に、次第の3番目、委員の変更がございましたので、ご報告させていただきます。

過日、愛東町町議会議員の任期満了に伴います選挙が実施されまして、このたび新しい体制によります議会の役員の改選がございました。 その関係で、鈴村重史議員が新たに議長に就任され、鈴村議長には引き続き協議会委員としてご参画いただくということでございます。

また、合併等調査特別委員会委員長には、新たに山本清委員長が選任されておられます。愛東町議会選出の協議会委員として、本日からご参加いただくこととなりました。

以上、委員の変更につきましてご報告を申し上げます。

なお、新たに委員にご参加いただきます山本委員には、恐れ入りますが、自己紹介をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

山本 清委員 (愛東町) 貴重な時間をいただきまして、失礼いたします。

ただいまご紹介いただきました愛東町議会の山本清でございます。 合併等調査特別委員会委員長という大役を仰せつかりました。一生懸 命務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

司会

ありがとうございました。

それでは、これより議事に入らせていただきます。会議の議長につきましては、規約によりまして中村会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

議長 (中村功一会長) それでは、規約によりまして議事を進めてまいります。忌憚のない ご意見をお出しいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

まず、会議録署名委員の指名をさせていただきます。八日市市の志井委員さんと永源寺町の小西委員さんのお二人を、会議録署名委員に指名させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

協議事項に入ります。「協議第49号 学校教育事業について」であります。事務局からもう一度説明を申し上げ、前回の協議会でのご意見について説明を申し上げます。

事務局長 (中嶋喜代志)

前回の資料の中から、「協議第49号 学校教育事業について」と「協議第50号 社会教育事業について」をご準備いただきたいと思います。

それでは、協議第49号、学校教育事業についてご説明を申し上げます。学校教育事業につきましての大きな調整方針につきましては、 5点でございます。

1.学校教育については、引き続き教職員の資質向上や施設の整備に努め、教育環境の充実を図るものとする。2.幼稚園の運営方針・内容等については、新市において検討を行う。ただし、幼稚園保育料、保育時間及び預かり保育の運営については、合併時は現行のとおりとし、平成17年度から統一するよう調整する。3.学校給食事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において拡大を図るよう調整に努める。4.幼稚園、小・中学校の通園・通学区域及び通園・通学バス等については、原則として現行のとおり新市に引き継ぐ。5. 奨学金貸付事業については、新市において新たな基準による奨学金貸付制度を設ける。以上5点でございます。

また、幼稚園の運営方針、保育時間、預かり保育、保育料について、また、学校給食について、通園・通学バス及び補助について、奨学金

貸付について、それぞれ提案をさせていただいております。

また、前回の提案時の学校教育事業についてのご質問は、湖東町の野村・一委員より、将来の学校のあり方についてご質問をいただきました。この質問につきましては、教育長の方からお答えいただきたいと思います。以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

五個荘町教育長 (磯部 實)

第7回合併協議会の中でございました野村委員さんからの質問、将来の学校のあり方等について、示されていないということでございました。これにつきましては、新市まちづくり建設とも絡めながら、より広域的な学習ができる体制づくりに向けまして、前向きに検討をいたしたいと思っております。以上でございます。

議長

ただいま事務局から説明いたしましたし、また教育長からも、前回 の質問に対して説明があったわけであります。

そこで、皆さん方のご意見なりご質問をいただきたいと思います。 何かご意見がありましたらどうぞ。野村さん、どうぞ。

野村宗一委員 (湖東町)

湖東町の野村でございます。調整方針ならびに、ただいまご説明いただきました「より広域的に」というご検討を、賛成すると申しましょうか、大いに期待するという立場で、若干要望・意見を申し述べさせていただきたいと思います。

まず、学校教育関係でございますけれども、非常に少子化が進んでおります中、新しい市の将来を支える子どもの教育の問題というのは、極めて重要であると思います。また、地域におきましても、合併後の方向について大きな関心があるのは事実でございます。

湖東町におきましても、審議会を設けるなどして検討を進めておりましたけれども、しかし、今後のあり方につきましては、合併後の新市において具体的な方向づけが行われるものと理解をしております。

そういった中で、就学前教育のあり方につきましては、資料の中で調整の具体的な内容として、新市においても検討を行うとされておりますけれども、この幼保一元化、あるいは3歳児の保育等について、時代の趨勢とか、保護者の方のニーズ等に基づいて、ぜひ実現の方向でご検討いただきたいと思います。

それから、小・中学校の教育の問題につきましても、従来は各市町の枠の中でいるいるとやっておりましたけれども、より大きなまちへ移行いたしますので、例えば、情報化ネットワークの活用でありますとか、総合的な学習の時間のあり方等、合併のメリットを生かした新しい取り組みを実現していただくということで、ぜひ具体的なご検討をお願いしたいと思っております。以上でございます。

五個荘町教育長

貴重なご要望をいただきまして、ありがとうございます。教育部会

といたしましても、新市で検討する部分もございますが、先ほども申 し上げましたように、前向きに検討してまいりたいと思っております。

合併は隣接の市町で行われておりますので、各地域における生活スタイルが似通っているという部分もありますけれども、合併することによりまして生活圏が広がり、また環境がさまざまに変わることも事実でございます。そのような中で、学校の教育活動を展開する場も増えてまいると思いますし、多様な展開が期待できるものと思っております。

合併後は、合併前の自分の市や町にはなかった各地の施設と自然環境を利用した体験活動等も展開できると思っております。量・質ともに特色ある学校づくりが実現できるものと思っております。前向きに、今おっしゃっていただきました要望等につきましても、検討し、新市につなげていきたいと思っております。以上でございます。

議長

ありがとうございました。今、野村委員のいろいろなご要望もあったわけですが、新市のまちづくり計画の中でも、子どもの教育環境の整備という中で、ぜひ取り組みがあろうと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

そのほかございませんか。

(なしの声あり)

議長

それでは、「協議第49号 学校教育事業について」、お諮りいたします。原案どおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長

ありがとうございます。挙手全員であります。したがいまして、「協議第49号 学校教育事業について」は、原案どおり可決をいただきました。ありがとうございます。

続きまして、「協議第50号 社会教育事業について」、事務局から 再度、調整内容の説明および前回の協議会でのご意見についても触れ ながらご説明を申し上げます。

事務局長

「協議第50号 社会教育事業について」、調整方針のご説明をさせていただきます。大きな調整方針は3点でございます。

1.社会教育・社会体育・文化振興に関する制度及び事業等については、現行の内容を新市に引き継ぎ、一本化すべきものと地区単位で取り組むべきものに区分して実施する。2.文化財については、現行のとおり新市に引き継ぎ、その保存と活用に努める。3.図書館については、現行のとおり新市に引き継ぎ、館の連携によって相互利用が

図れるよう新市において調整する。以上が大きな調整方針でございます。

また、公民館、子どもセンターについて、サマーキャンプ、成人式、市民大学について、各種スポーツ大会、体育指導員、総合型地域スポーツクラブについて、文化祭、美術展覧会、文化財について、図書館の開館時間等について、それぞれ提案いたしております。

社会教育事業についてのご質問はたくさんいただきまして、まず1点目、五個荘町の足立進委員より、社会教育主事、社会体育主事について、経過措置を設けて、県からの派遣を継続いただけるような取り組みができないかとご意見をいただいております。このご意見につきましては、教育長からお答えさせていただきます。

また、八日市市の田中敏彦委員から、成人式の実施方法について、 湖東町の野村・一委員より、社会教育施設の広域的な運営について、 愛東町の鈴村重史委員より、図書館の休館日についてのご質問をいた だきました。五個荘町の寺村茂和委員より、移動図書館の資料を提示 されたいとのご意見もいただいております。これらの質問につきまし ては、教育部会よりお答えをいただきます。

また、移動図書館につきましては、本日、資料2としてお手元に配付しておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。よろしくお願いします。

五個荘町教育長

前回の第7回合併協議会の席におきまして、足立委員からご質問いただきましたスポーツ担当を含む派遣社会教育主事や、充指導主事制度の存続につきましては、2月4日、永源寺、五個荘、湖東3町の教育長で県の教育委員会事務局教職員課へ出向きまして、県としての見解をお聞きしてまいりました。それを受けまして、1市4町としての対応を検討し、早急に県当局へ要望をいたす段階でございまして、そのための資料づくりに現在かかっているところでございます。

1市4町の教育長会を、今まで2回開催いたしました。このことに つきまして早急に3回目を開催し、県に要望する内容のまとめをして、 県の方に要望を早急に出してまいりたいと思っているところでござい ます。現在はそういうようなところで取り組んでいる最中でございま す。以上です。

教育部会部会長 (辻 和弘)

教育部会から、先にご質問を賜っておりました分につきましてご回答を申し上げたいと思います。

先ほど中嶋局長からご説明がございましたが、まず、田中委員さんからのご質問の成人式についてでございます。私どもの調整方針の中で、式典のみを1ヵ所で実施するというのは、時代に逆行しているのではないのですかというご質問でございます。若い子どもさんにとっては、楽しくなかったら集まらないようなところがあるということか

ら、場所の問題もあって、いろいろ協議いただかなければいけないと思うのですけれども、むしろ「20歳のつどい」のみを行うとか、そういう形の方がいいのではということ、また、甲賀地域のように統合して行うぐらいにとどめておいた方がいいのではないかということで、式典を1ヵ所で行うという形で決めてしまうのは、もう少し検討の余地があるのではないかというご質問を賜ったところでございます。

この件につきましては、分科会の方でも再三検討してまいりましたが、やはりセレモニーということで、1市になりましたら、式典は1ヵ所に集まってもらって実施したいというのが思いでございまして、新市としては、新成人を祝う式典は必要であると考えております。

なお「つどい」については、実行委員会の中で進められております ので、馴染みを持った者が相集い出身学校ごとに実施していただくの が望ましいと考えております。

特に、式典の会場も含めて検討してまいっておりまして、場所につきましては、800 人が収容できる八日市の文芸会館が可能であるかなと思っております。これは新成人につきましては、1市4町ですと1,000人ぐらいの対象者がございますが、八日市市さんが現在希望参加の形で、成人式対象者500~600人のところ、300人収容のアピアホールで式典を行っておられる現状もふまえながら、今後進めていきたいと思っておりますので、その点につきまして、よろしくお願い申し上げます。

引き続きまして、愛東町の鈴村委員さんから、図書館の休館日につきましてご質問を賜っております。この件につきましては、いろいろな場面で、それぞれご要望なりご心配も含めての中でご意見を賜っているところでございまして、特に先般の調整の説明の中で、具体的な調整の中には「休館日は合併時までに調整する」となっておりますが、最近、児童生徒の学力低下や合併時における住民サービスの低下が非常に心配されている中で、この表を見て、休館日のほとんどが1市4町で同じであるということで、毎日どこか1市4町の図書館が開館されているというようなことが住民サービス向上にもつながるというご指摘を賜りましたし、併せて、そのような検討がなされているのかということをお聞きしたいというご質問でございました。

この件につきましては、分科会におきましても、5回6回また、過日の分科会におきましても協議を引き続き実施しているところでございます。調整方針としてまだ決定は出ておりませんけれども、ご指摘のとおり、特に今検討していますのが、どこか1箇所は火曜日を開館していきたいというような形で思っております。県内では、月・火が休みになっておりますが、特に月曜日につきましては、県立図書館も含めて県下統一的な部分もございますので、月曜日については基本的には休みにしたいということで、現在の調整ではなっておりますが、

火曜日についての開館を検討していくという段階でございますので、 その点につきましても、よろしくご理解を賜りたいと思います。

もう1点、湖東町の野村委員さんより、社会教育施設につきまして 広域的な運営ということでご質問を賜っております。先般の中で、五 個荘町の歴史博物館、これは近江商人博物館という通称でいろいろ利 用が多いと思いますが、それと、湖東町の西堀榮三郎記念探検の殿堂 等、広域的な運営によって、ますます効果が発揮できるような社会教 育施設がございます。これらについての具体的な調整の内容が示され ていないということでございまして、これらにつきましても、専門部 会や分科会において具体的に検討がなされているのかどうかというご 指摘を賜ったところでございます。

これにつきましても、当然、文化振興分科会での調整がございますし、また社会教育分科会の調整も含めて、事業内容も含めながらの調整をしているところでございます。また、湖東町さんでありますと、教育委員会の分野で湖東町生涯教育振興事業団の運営等も含めてやっていただいているところでございます。また八日市市では教育施設を含む公共施設全般の管理・運営を八日市市コミュニティー振興事業団でされておられます。これら事業団をどの様にしていくのかを、行政分科会を中心として調整をいただいておりますので、それらの調整結果を連絡いただきながら、今後考えていかなければならないと思っております。

したがいまして、この分野につきましても、引き続き検討なり、また、広域的にこの分野につきましてもご利用いただくように、全市的に、また全市だけではなしに、西堀榮三郎記念館であれば、先般もNHKで西堀栄三郎の軌跡が放送されていたわけでございますが、そういう意味も含めて、PRも含めてということになるかと思いますけれども、検討していかなければならない部分であると認識しているところでございますので、その点につきましても、よろしくご理解を賜りたいと思います。以上、質問の回答ということで、よろしくお願い申し上げます。

議長

事務局の説明と、教育委員会あるいは専門部会におきまして、前回からいただいておりますご意見・ご要望に対する考え方をご説明申し上げました。「協議第50号 社会教育事業について」、さらに何かご意見等がございましたら、どうぞ。

廣田綾子委員 (湖東町) 湖東町の廣田でございます。図書館の館長職について、お伺いいた します。

私ども湖東町の図書館も平成5年に設置されまして、早いもので10周年を迎えることになりました。その間、貸し出しはもちろんのこと、紙芝居やおはなし会、子ども映画会、人形劇、工作教室、ミニコ

ンサート、落語ライブ等々、そしてまた、昨今では読み聞かせのボランティア講座などもたくさん開かれて、住民サービスを提供してくださっております。また、ほかの図書館に関しましても、それぞれ特色ある図書館運営をなさっていることと思います。もちろん、それらは、館長さんをはじめといたしまして司書の方々のたゆまない努力があるからに相違ございません。

さて、平成12年4月1日に、図書館法の一部が改正されました。 内容ですけれども、第13条第3項、「国による補助金の交付を受ける 地方公共団体の設置する公立図書館の館長となる者は、司書となる資 格を有する者でなければならない。」とうたわれておりましたのが、削 除されました。これは、国庫補助金の交付を受ける公立図書館の館長 の司書資格要件が廃止されたわけでございます。

一方、文部科学省の告示第132号『公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準』の中では、職員に対して、このようにうたわれております。「館長は、図書館の管理運営に必要な知識・経験を有し、図書館の役割及び任務を自覚して、図書館機能を十分発揮させられるよう不断に努めるものとする。また、館長となる者は、司書となる資格を有する者が望ましい。」とうたわれております。国の法律は1項削除されておりますが、文部科学省は、館長の位置づけをこのような形でうたっております。

学校週休5日制とともに、図書館の持つ役割が重要になっております中、ますます蔵書の数も増え、質の高い、内容の濃い図書館であることを要求されることと思います。どうぞ、この館長たる職がただ単純に行政職にすり替えられないことを、私は強く要望するものでございます。そのあたりを、どのようにお考えになっていらっしゃるのか、少しご意見を賜りたいと存じます。以上でございます。

教育部会部会長

ただいまご指摘いただきました図書館司書の資格ということで、特に館長職におかれましての司書資格はどうであるかという部分のご指摘でございました。

現在、1市4町に正規の職員という形で司書資格を持った館長は4館でございます。1館については嘱託の方であると認識しております。特に、この件につきましても、職員募集なりの部分で資格の部分がございますし、今までの経緯も含めて、今後採用の部分になってくるかとも思いますが、現時点では、当然その地域地域の実情に応じた中で、なおかつ熱意のある方が、先ほどおっしゃっていただいたように、専門分野の中でなおかつ熱意のあった方が図書館を運営していただいているなり、また総括していただいていると認識しております。特にその分野の中で、私どもの分科会では、その資格がないからというような形での問いかけという部分はなかったように思いますが、ただ、当然、資格を持った方がおられるに越したことはないと認識しておりま

す。

この件につきましては、図書館分科会でも、最終その資格云々のことは決められないということで、教育部会には8つの分科会がございまして、その中で教委総務の分科会がございますので、その中で、ただいまご指摘いただきました図書館法に関わる部分の法的な部分で、先ほどおっしゃっていただいた必置規制がとれた部分であるとか、その中で、今、図書館の館長職については「望ましい」という表記がうたわれておりますので、総務の分科会においては、現況も含まれた中で、望ましい条件の中の見解でいきましょうということになっております。

今ご指摘いただいたことにつきましては、また今後も新市に向けて 当然議論していきながら進めていきたいというように思いますので、 その点またご指摘、ご助言も賜ればと思いますので、よろしくお願い 申し上げます。

議長

それでよろしいでしょうか。これから、いろいろ議論をするという 説明がありましたけれども、実はそういう言葉の中にも、当然司書資 格をきちんと持った人にあたってほしいという気持ちもありました し、そういう方向でこれから調整されると思っております。ご理解い ただきたいと思います。

それでは、「協議第50号 社会教育事業について」、お諮りいたします。原案どおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長

ありがとうございます。挙手全員であります。以上によりまして、「協議第50号 社会教育事業について」は、原案どおりご決定をいただきました。ありがとうございます。

続きまして、「協議第51号 新市まちづくり計画について」であります。先ほどもご挨拶で少し触れさせていただきましたけれども、この計画につきましては、10月の協議会で策定委員会から計画の素案の報告がありました。今日まで委員の皆様に何度も協議いただき、その結果を基に過日滋賀県との事前協議を終わらせていただいたところでございます。

この結果を踏まえまして、本日、最終の案としてご提案させていた だきまして、また同時に、協議をお願いするところであります。

この計画の最終案につきましては、本日の協議が終わりましたら、 滋賀県と本協議に入らせていただくというわけでございます。そして、 県との協議が終わったあとにまた計画の修正をすることは難しいの で、ご意見をいただくのは、今日のこの協議会が最終の場になると思 います。次回は県の本協議の結果をご報告させていただきまして、決 定をいただくという手順になります。何度もご協議いただいておりますが、事務局の説明後にまたご意見をお聞きしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、新市まちづくり計画に対する県の意見と、それから最終 案につきまして、事務局から説明を申し上げます。

事務局次長 (青木幸一)

それでは、次第にございます「新市建設計画について」説明させていただきます。会長からも説明がございましたように、本日は、県との事前協議結果についてご説明申し上げ、最終の計画案について協議をお願いしたいと思います。

資料は3点ございます。1点目はクリーム色の表紙、「協議第51号 新市建設計画について」。2点目は、A3の横長、滋賀県事前協議での 意見および対応、3枚でございます。3点目は、素案からの新旧対照 表が以下に続いております。

まず、2点目のA3横長の資料からご説明を申し上げます。『滋賀県 事前協議での意見および対応』と書いた資料をご覧ください。

県からの意見でございますけれども、3つの区分に分けて意見が出されております。一番下の注釈をご覧ください。「要請」は修正を求められているものでございまして、「これに対応しない場合は本協議において異議なしとしない場合があるもの」というものでございます。「提案」は県からの提案であり、修正は協議会の判断に委ねられているもの、「参考」は字句の誤りを教えていただいたものでございます。

なお、県へは、本日の協議会結果を踏まえまして、指摘のあった事項について回答することとしております。

まず、県の意見とそれらの考え方を、資料に基づきまして説明させ ていただきます。

一番上、 1をご覧ください。[人口の動き]につきまして、市町村合併推進支援室から参考意見ということで指摘をいただいております。「65歳以上」の「上」という部分が抜けておりましたので、追加させていただきます。

2、東近江地域振興局からの提案意見でございます。[外国人との 交流について] 3点提案をいただいております。新市の外国人比率が 高いということを、「人口の動き」において記述されてはどうか。 2 点目、外国人との交流・人権問題について記載されてはどうか。また、 まちづくり協議会の中に、「外国人代表」を加えてはどうか。このよう な指摘でございました。

基本的には素案のとおりでございますけれども、回答の内容といたしましては、1点目、新市内に外国人の状況は十分承知しているところでございますが、この部分におきましては、合併の背景となる人口等の指標について記載しているところでございますので、外国人の多い状況については、特にコメントをしないということでございます。

2点目の外国人との交流・人権問題等につきましては、現在でも、 地域での交流活動や生活相談等の事業に取り組んでおりますが、新市 としても相談体制の充実や人権尊重のまちづくりの取り組みなど、誰 もが暮らしやすい環境整備を計画に盛り込んでいるということをお答 えさせていただきます。

また、まちづくり協議会でございますけれども、地域にお住まいのすべての住民の方々が、まちづくりに主体的に参加するための仕組みでございますので、特に外国人ということは、あえて書く必要がないと考えております。

3の意見、農政課から、第2種兼業農家は統計用語として廃止されているという参考意見でございます。その考えに従いましてデータを書き改めまして、兼業農家が95%、専業農家は5%と修正をさせていただきます。

4の意見は、東近江地域振興局からの提案でございます。同様に、5の意見も同じ趣旨でいただております。[(6)市民生活、地域経済を支えるまちづくり]は、まちづくりの基本的な方向を書いている部分でございますけれども、この中に、「びわこ京阪奈線の建設構想の実現をめざす」という文言を入れてはどうかという提案でございます。このまちづくりの基本的な方向につきましては、施策の方向を書いているところでございまして、具体的な事業を書きますと全体の整合がとりにくくなりますので、修正といたしましては、「鉄道やバスなど公共交通ネットワークの充実強化」という修正をさせていただきます。

また、 5の[新市の広域交流図]でございますけれども、これは中間修正で加えた部分でございますが、この中には、びわこ京阪奈線が新市の発展の礎、新たな資源との位置づけもできることから、「さらにびわこ京阪奈線(仮称)鉄道建設構想の推進などにより」という部分を追加させていただきます。

6 の意見でございますけれども、砂防課からの提案意見でございます。治山対策の次に、「砂防」も入れてはどうかという提案に従いまして、修正させていただきます。

おめくりいただきまして、 7の意見、エコライフ推進課からの提案意見でございます。平成15年10月に新たな法律が制定されまして、その法律の趣旨を踏まえた環境教育、環境学習を推進する内容の項目を、独立して掲げられてはどうかという提案でございますが、考え方にありますとおり、24ページ・25ページのところに2ヵ所にわたりまして、その考え方を示しておりますので、素案のとおりとさせていただきたく思います。

8の意見、東近江地域振興局からの提案でございます。[快適な暮らしを支える良好な住環境づくり]の中に、「この地域が緑の湖となる取り組みを住民とともに積極的に推進し、美しい景観づくりに努めます」と記述されているが、新市の合併記念として、永源寺町から下

流域までつなぐ「もみじ街道」の整備について、具体的な検討をされてはどうかという提案をいただきました。この緑の湖と申しますのは、新市の田園なり、河辺、森林に広がる緑の保全にとどまらず、積極的に市街地の緑化を図るという取り組みでございます。

振興局からの提案につきましては、モミジなど特色を持った緑の空間を広げていくとういことで、観光資源に活用することも可能となる提案と考えられます。新市の具体的な施策については今後検討してまいりますけれども、緑いっぱいの景観が連なる美しく潤いのあるまちづくりに、今後とも取り組んでまいりたいという回答をさせていただきます。

9の意見、同じく東近江地域振興局からの提案でございます。

[市民の暮らしを守る安全安心のまちづくり]の中で、「防災情報ネットワーク」という表現をしておりました。国や県・市町村を結ぶ防災情報システム、ないしは地震関係のネットワークと混同する恐れがあるという指摘をいただきました。混同することがないように、「市民の」という言葉をつけまして、「市民の防災情報ネットワーク」と修正をさせていただきます。

また、「ケーブルテレビ網などの情報通信網」と、「網」が2回重なっておりますので、前の方を取らせていただいております。

10でございますけれども、県民生活課の方から、消費生活相談窓口の機能充実について明確に記載してはどうかという提案をいただいております。新市におきましては、消費生活についての専門性を高めました体制の充実を図ることを検討しておりますので、この部分については、「消費生活相談窓口機能など相談体制の充実強化・啓発活動の推進を図ります」と書き換えをさせていただきたく思います。

11は、警察本部からの参考意見でございます。「歩道や自転車道路」は「自転車道」が正しいということでございましたので、修正させていただきます。

12、健康福祉政策課からの提案意見でございます。平成15年4月から改正されました社会福祉法におきまして、「市町村地域福祉計画」が位置づけられました。この中での市町村の計画を策定するということを位置づけてはどうかという提案でございます。この法改正につきましては、市町村に策定を義務づけるものではございませんけれども、福祉全般にかかります総合的な計画策定を位置づける必要も感じておりますことから、主要事業の中に「・地域福祉計画の策定および推進」を追加させていただきたく思います。

13、農政課の提案意見でございますけれども、「地域の多面的機能を有する農林業の活性化」という表現については、多面的機能がどこを修飾するかがよくわからないという指摘がございましたので、「地域」ではなく「農林業」にかかる言葉であるということをはっきりさせるために、「地域の」を取りまして、「多面的機能を有する農林業の

活性化」と書き換えさせていただきます。

- 14、農政課の提案でございますが、優良な農地の確保について 記載されてはどうかという提案でございます。この意見については、 素案のとおりとさせていただきたく思いますが、28ページに、その 旨の表現が書いてございます。
- 15、環境こだわり農業課からの参考意見でございます。「地産地消型農業」の表現が不適切ではないかという意見でございます。「地域内流通を図る地産地消の農業を推進します」という表現に書き換えをさせていただきます。
- 16、東近江地域振興局の提案意見でございますが、木造公共施設の整備について記述されてはどうかという提案でございます。原文では、「地元材の利用促進への支援」という書きぶりでございますが、これを「公共事業への活用など地元材の利用促進への支援」ということで、すべての施設を木造ということにはなかなかできにくいこともございますので、こういう表現に修正させていただきたく思います。
- 17、耕地課の提案意見でございますが、「土地改良」を「ほ場整備」に修正させていただきます。
- 18、東近江地域振興局の提案意見でございますが、[市内道路ネットワークの充実]の中で、「新橋構想の推進を図ります」というくだりがございました。その中で、「河川改修にあわせ」という部分をあえてつけておりましたけれども、振興局の方からは、河川改修に合わせて行うものでもないであろうという意見がございましたので、この部分を取らせていただき、「愛知川両岸地域の連携を高める新橋構想の推進を図る」というふうに、指摘どおり修正させていただきます。
- 19でございますけれども、県民生活課からの提案でございます。新市の主要事業の中に、地籍調査の推進という事業がございますけれども、施策の方向性の中に地籍調査に関する文言を入れて整合性をとってはどうかという提案でございますが、素案のとおりとさせていただきます。
- 20、農政課からの提案意見でございます。[計画的な土地利用・基盤整備の促進]におきまして、「都市計画法や農地法、森林法等の適切な運用」としておりましたが、農地法ではなく農業振興地域の整備に関する法律ではないかという提案でございますので、その法律に書き改めさせていただきます。また、自然公園法という法律もあるのではないかという指摘でございますが、法律の列挙については、概ね3つ程度に抑えさせていただくということで、農振法の修正だけにとどめさせていただきます。
 - 21・22につきましては、同じ趣旨の意見でございます。
- 2 1 は、「河川改修や」と表現しておりました部分、この一級河川につきましては、滋賀県が行う改修事業でございますので、「河川改修の促進や」と修正し、また、「・都市計画区域の設定」につきましても、

知事が設定する権限を持っておりますので、「・都市計画区域設定の促進」と、いずれも書き換えさせていただきます。

23、県民文化課からの参考意見でございます。「市民とボランティア団体、NPO、行政の協働」の「と」の位置が少しおかしいということでございましたので、指摘のとおり修正させていただきます。

2 4、市町村振興課からの提案意見でございます。[行政の役割] の中で、個人情報保護対策についての書きぶりが少し少ないという指摘でございました。中間修正の中では、ケーブルテレビを通じた個人情報の保護について追加させていただいたところでございますけれども、行政の持つ個人情報の保護という部分については、少し欠けておった感がございますので、指摘のとおり追加させていただきます。

25、予算調整課の要請でございます。これは、「修正をしなければ……」という部分でございます。[地域文化の保存・継承・創造]の中で、「平和祈念館(仮称)建設事業」を県事業としてあげておりましたが、現時点で場所が未決定であることを前提として修正されたいという意見でございます。この意見につきまして、県事業中の該当箇所を削除いたしまして、新市の主要事業、項目としては[地域文化の保存・継承・創造]と同じ箇所でございますが、「・平和記念館(仮称)の誘致」という項目として追加させていただきます。この事業への姿勢が変わるわけではございません。県事業の誘致を新市の施策として、引き続き推進することを明記させていただきます。

26・27につきましては、耕地課等の意見でございます。県事業についての表現でございますけれども、この中で、国営・団体営事業については整理してはどうかという意見、ないしは県事業の追加、名称の修正をしてほしいという意見でございましたので、基本的に、国営・団体営事業については除く方向で整理させていただいております。

なお、一番下のところにございますが、 で書いておりますとおり、 愛知川第2ダムにつきましての表現でございますけれども、この事業 が引き続き必要な事業であるということから、「主な県事業」につきま して「県事業等」という修正をさせていただきました上で、この部分 についての記載を図りたいと考えております。

最後の部分でございますけれども、 28につきましては、先ほど申し上げましたとおりでございます。

続いての資料でございますけれども、新旧対照表としてお出ししております。左の方には、11月に確認いただきました素案、右側の方には、今回の修正を踏まえました最終案を付けさせていただいております。前回の住民意見も踏まえまして中間修正をする部分には1本のアンダーライン、今回、県意見を踏まえまして修正する部分には網掛けをして整理をさせていただいております。説明につきましては、先ほどと重なりますので省略させていただきますが、資料の右上ページ

番号で17ページの 市民の暮らしを守る安全安心のまちづくりの部分でございますけれども、前回の協議会の後、首長の方から東南海地震等を想定した対策を追加するよう指示がございましたので、この部分については追加させていただきます。読み上げますと、「自主防災組織の拡充・連携、さらに県内外自治体や公共機関、民間などとのより広域的な応援協力体制の整備など、消防防災体制の強化を図ります」という修正をさせていただきたく思います。

最後に、クリーム色の表紙に戻っていただきまして、提出議案につきまして、改めてご説明を申し上げます。

「協議第51号 新市建設計画について」でございます。新市建設計画は、別冊「新市まちづくり計画」に定めるとおりとする、でございます。新市建設計画は、合併特例法に定めます市町村建設計画でございますが、当協議会では、「新市まちづくり計画」という名称で策定を進めてまいりました。昨年10月、策定委員会からのまちづくり計画(素案)の報告以降、協議会での意見をいただくとともに、住民意見を踏まえた中間修正をさせていただいたところでございます。

先ほどご説明いたしましたとおり、県との事前協議につきましても、 概ね字句修正にとどまることとなりましたので、本日の合併協議会に おいては、素案から引き続く最終案を提示させていただき、協議をお 願いしたいと思います。

本日の合併協議会での議論を踏まえまして、県へ最終案として本協議、正式協議をさせていただきたく思いますが、県からの正式回答を受けたあとでは大きな修正は行うことが難しいため、本日の協議会で議論を尽くしていただければ幸いでございます。

建設計画の内容につきましては、説明を省略させていただきまして、 目次だけ念のためにご確認をいただきたいと思います。

前回、中間修正でも申し上げましたとおり、構成といたしましては、 序論・第1章・第2章・第3章・第4章・第5章から構成されており まして、前回申し上げましたとおり、【第1章 住民の意向】のうち、 アンケートによる住民意向、ないしは策定委員会によるまちづくりの 議論の資料編につきましては、参考資料として後ろの方、巻末の方に 移動させていただいております。また、県意見なり住民意見ではござ いませんけれども、用語の説明については、よりわかりやすい表現に なるように、今回書き改めさせていただきました。

以上が提案説明でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長

ただいま事務局から説明をいたしました内容、あるいは事前協議においているいる指導の結果、修正した部分等々につきましてご説明をいたしました。本日の協議が終わりますと、県との正式協議になるわけでございまして、しかる後に、また協議が終わりましたら、皆さんにご報告するという運びになります。以上ですが、何かご意見・ご質

問がございましたら、どうぞ。

足立 進委員 (五個荘町)

五個荘町の足立と申します。質問ですが、先ほどおっしゃいました右上ページ番号21のところですけれども、 子どもの教育環境の充実と青少年の健全育成という項目があるわけですが、ここの2行目に「確かな学力や豊かな心、体力を培うための学校教育をより一層推進します」とあるわけですが、「より一層」という言葉が今回入ったと理解させていただいていいわけですか。

事務局次長

前回、中間修正の段階で直させていただいたのですが、左側にございますとおり、素案の段階では「学校教育をより推進します」という表現でございましたので、日本語としては「より一層」の方がいいだろうということで、前回中間修正をさせていただいたものでございます。

足立 進委員 (五個荘町)

ありがとうございます。

それに関連してですが、大きな市になれば、なかなか行政が、子どもたちの教育であるとか、子ども会活動などの社会教育、老人クラブやそのような団体に対してのお手伝いや指導など、そのような面が相当薄れてくるのではないかというようなことも全国的な例としてお聞きいたしております。

その辺については、今度1市4町になって大きな市になるわけですが、今日まで住民サービスということについているいろとご議論いただいた中ではございますけれども、これから将来を担う子どもたちを、しっかり教育をしていっていただきたいと、私たちは期待しております。

その辺について、今現在、町ですと、わりあい行政がそういうところにどんどんタッチしていただいて、すべてが順調に進行してきたという部分があるわけですが、大きな市になった時の教育委員会として、子どもたち、あるいはその他の社会教育についての指導やお手伝い、あるいはどの様に取り組んでいくかの考え方等についての方向性はどのようにお考えかという部分について、お尋ねしたいと思います。

八日市市教育長 (中村文幸)

ご質問をいただいたわけでございますが、論議をした状況の報告ということではございませんのですが、今お言葉の中に、町の状況と市の状況という関わりの中で、これから1市4町という状況の下で、生涯学習の社会教育の面とか、あるいは文化振興の面、あるいは青少年の育成に関わる部分とかいうようなことを含めながらご質問をいただいたのではなかろうかと思うわけでございます。

1市4町の教育長会議では、まだそうした状況が、事務分掌状況なり、あるいは1市4町が合併になった状況の中で、新しい、より良い

まちづくりのための学校教育と生涯教育の立場というようなことでの 論議がまだまだ交わされていないわけでございますけれども、いずれ にいたしましても、現状の取り組んでおります状況をぶつけ合いなが ら、なおかつ1市4町が大きくなったところでどうあるべきかという 論議は十分交わしてまいりたいという思いは持っておるわけでござい ますが、それぞれの関係機関、あるいは今日までご指導・ご支援をい ただいております多くの方々のご意見等も承りながら、より良い方向 を見出してまいりたいという思いはいっぱい持っておるわけでござい ます。答弁になったかわかりませんが、お許しください。

足立 進委員 (五個荘町)

先ほど教育長の方からご回答いただきました社会教育主事さんであるとか、スポーツ主事さんの件で、教育長さん方がいろいろとご足労いただいて、先ほどのようなご返事をいただいたということもございます。

すべてにおいて、私どもは今、五個荘町1万2千人の町でございますけれども、それが7万人8万人、あるいは10万人になるということになると、行政からのそういうことに対する、先ほど申し上げた部分が相当薄れてくるような感じを持っていますので、それについて教育長の方から、今後は大きな市になるとしましても、その辺は十分今までの、本当に身近な問題として、頑張っていかなければいけない状態もあると思いますので、その辺も含めましてお願いいたいと思います。

野村宗一委員 (湖東町)

湖東町の野村でございます。関連ということで、要望意見を述べさせていただきたいと思います。

現在の5つの教育委員会が1つに統合されるというのは事実でございまして、我々は逆にそのことによる効果も期待するわけでございますが、従来1市4町でやってまいりました非常にきめ細かな教育行政との関わりの中で、学校の現場でありますとか、あるいは地域において、若干の不安の声を聞くのもまた事実でございます。

「今後検討する」という教育長のご回答がございましたけれども、 今後、支所機能の中に、現在の教育委員会事務局の機能をどのように 残していくのかということは、今後具体的にご検討になると思います。 その場合、学校教育・社会教育の両面もあるわけでございますけれど も、過渡期の体制のあり方も含めて、前向きな検討をぜひお願いした いと思いますので、よろしくお願いいたします。

八日市市教育長

先ほども五個荘町の教育長が申し上げられたわけでございますが、 現在2回、これから続いて3回・4回と語り合いをしていこうという ようなことでございます。

新市の組織事務機構につきましては、現時点おぼろげではございま

すけれども、教育委員会全体のところから、教育総務部あるいは教育 指導部といった大きな柱を建てる。そうした中で、教育総務係である とか、あるいは教育総務課であるとか、あるいは給食等保健に関わり ます課とか、スポーツ振興課であるとか、学校指導部につきましては、 小・中学校の義務教育に関わる状況であるとか、あるいは幼稚園に関 わりますそういった状況の中から学校・園教育課とか、あるいは生涯 学習課とか、人権教育課、あるいは図書館機能、あるいは子どもセン ター・研究所等々、いろいろ今、事務段階では論議しているわけでご ざいますが、より一層論議をさせていただいて、より良い学校教育・ 社会教育を含めまして、教育委員会としては市・町当局のいろいろな 首長の思いもございますし、いろいろご指導をいただきながら、多く の方々のご指導・ご支援をいただいて、十分煮詰めてまいりたいとい う思いでございます。よろしくお願いします。

議長

飯尾文右衛門委員 (永源寺町)

ほかにはありませんか。

修正ということではございませんけれども、要望ということで発言 させていただきたいと思います。

私、新市まちづくり計画の策定委員長を仰せつかりました。7月から11月まで、策定委員会30人の皆さん方と議論をさせてもらってまいりました。道沿いにサクラの木を植えたらどうかとか、いつも水が流れ、市民が憩える愛知川にしようなど、夢のような議論もある中で、11月には素案の確認をいただき、12月の合併シンポジウムにおきましては、各市町で策定委員自らもパネリストとして計画の説明を行い、住民の皆さんの声を聞かせていただいたところでございます。

住民の皆さんのご意見や県からの字句修正などを踏まえ、一部修正 はありましたけれども、策定委員会が報告しました趣旨を尊重いただ き、このたび協議会としてのご確認をいただける運びとなったわけで ございます。策定委員を代表いたしまして、厚く御礼を申し上げます。

先ほど事務局から説明がありましたように、この計画は、行政への 市民参加を進めるとともに、身近な地域でのまちづくりを住民自身の 手で進めることが特長であると考えているところでございます。今後 は1市4町の速やかな融和を図っていただくこととともに、まちづく り計画が絵に描いた餅で終わらないよう、新市の基本的な計画として 尊重されるとともに、実効性のあるものとして各種施策の展開をして いただき、新市の将来像、キャッチフレーズにもありますように、「み んなでつくる うるおいと にぎわいのまち 東近江市」の実現を目 指していただきたいと思うわけでございます。どうかよろしくお願い 申し上げまして、要望といたしたいと思います。以上です。

議長

ほかにはありませんか。

(なしの声あり)

議長

これからまた県協議が正式に始まるわけであります。いろいろご意見をいただきましたけれども、そういうものも踏まえて、この計画をつくり上げ、また、実行することが何よりも大事でありますから、このことも十分念頭に置いて、これから進めたいと思っております。

それでは、ただいま提案を申し上げました新市まちづくり計画につきましては、本日の協議会終了後、早速、滋賀県知事へ本協議のお願いをいたします。なお、次回の協議会では、その結果を踏まえて最終のご決定をお願いする運びになります。そういう事情でございますので、どうぞよろしくご理解いただきまして、ご協力くださいますようにお願いいたします。どうもありがとうございました。

それでは、次第の6番、その他につきまして、事務局から報告いた します。

司会

それでは、資料の一番最後に付けさせていただいております合併協議会日程表をご覧いただきたいと思います。新市発足までの協議会の会議の日程を付けさせていただいております。

まず、3月・4月でございますけれども、従来どおり第4木曜日に 開催させていただきます。なお、4月は第4木曜日が祝日でございま すので、28日(水)という形で開催を予定させていただいております。 内容につきましては、右側の欄にございますような内容でございます。

3月・4月で、協定項目につきましては一定協議が終了いたしますので、5月には調印式の立会人という形で、委員全員の皆さまにご出席をいただくということになってまいります。この調印式につきましては5月20日(木)、現在予定ということでございます。これは滋賀県知事に特別立会人という形でご出席をお願いしたいということで、現在、要請あるいは調整をさせていただいております関係で、日程は確定しておりません。あくまで私どもの希望ということで、現在調整させていただいております。知事との日程調整がつき次第、また皆さま方にはご連絡させていただきたいと思います。

それ以後でございますけれども、基本的には2ヵ月に1回、第4木曜日に開催をお願いしたいという考え方でございます。この2ヵ月に1回の開催につきましては、合併に向けましたいろいろな手続き等の状況をご報告させていただいたり、あるいは、先ほども少し出ておりましたが、組織や住民サービスの窓口が最終どうなるのかといったようなご報告をさせていただくとか、あるいは、調整方針で既に、新市までに市章を決定するというような方針も出していただいておりますので、それに伴います市章の募集等の関係をご報告させていただくとか、そういった事務事業の調整、あるいは合併に向けました準備の内容等につきまして、必要なものについてはこの協議会でご報告させて

いただきながら、1月27日に実質的には最終の協議会の開催をお願いしたいと考えておりますので、どうかご予定の程、よろしくお願いいたしたいと思います。以上でございます。

引き続きまして、議事がすべて終了いたしましたので、最後に副会 長の愛東町長からご挨拶をお願いしたいと思います。

副会長 (植田茂太郎 愛東町長)

それでは、閉会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

本日は第8回合併協議会ということで、皆さま方には、この愛東町総合福祉センターじゅびあにお集まりいただきまして、誠にありがとうございました。

ただいまは事務事業の調整ということで、教育関係 2 件のご協議をいただき、ご承認いただきました。また、新市まちづくり計画につきましても、提案・ご協議をいただきました。最終的には、次の協議会で確認という作業が残っておりますけれども、概ねこの内容でこれからのまちづくりをやっていこうというご確認をいただいたものと考えております。

今日の協議をもちまして、協議事項すべてを終了したわけでございます。いよいよあと残された内容につきましては、協定内容の確認、調印、それから議会での議決、合併申請という具体的な手続きに入っていくわけでございます。本当にここまできたのかという思いがしておるわけでございます。これも皆さん方のご尽力、また、住民の皆さんのご協力の賜物と、厚く感謝をする次第でございます。

県内の合併の状況を見ましても、まだまだ紆余曲折、なかなか順調にいっていないというところもございます。しかしながら、我が1市4町につきましては、何としても来年2月11日には新しい市を誕生させるという、これまでの皆さん方の大変なご努力、ご尽力、お互いを思いやる気持ち、また、そうした気持ちで新しい市を大きく発展させていくと、そういう心を一つにする気持ちを大切にしながら、もう一歩がんばってまいりたいと思います。

どうか皆さま方のあと一歩の努力、そのことを切にお願い申し上げまして、本日の会議の終わりの言葉とさせていただきます。誠にありがとうございました。

司会

どうもありがとうございました。

申し遅れましたが、次回の協議会は3月25日(木)午後2時から、 永源寺町の産業会館でございます。どうかよろしくお願い申し上げま す。

それでは、第8回合併協議会を終了させていただきます。大変ご苦 労さまでございました。

(閉会)

1	1	